

消費税率引上げに伴う手数料等の改定のお知らせ

水沢信用金庫（理事長 及川 富美人）は、消費税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税および地方消費税の税率が5%から8%に上げられることに伴い、各種商品・サービス等にかかる手数料等につきまして、新消費税率8%を適用して下記の通り改定させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定日

平成26年4月1日以降の取扱い分から

2. 改定内容（消費税込み）

消費税率引上げ分（3%）のみを増額し改定させていただきます。

（消費税抜きの手数料・料金の金額、手数料・料金を適用する金額段階および取扱内容等に変更はございません。）

なお、現在お客さまの口座から自動引き落としさせていただいております手数料等につきましても、同様となります。

お願い

4月1日以降も、パンフレットや説明書等に従来の5%表示されたものがお手元に届く場合があるかと存じますが、その際は8%に読み替えてご利用くださいますようお願い申し上げます。

各種手数料・料金の詳細およびご不明な点等がございましたら、最寄のお取引店窓口もしくは次の連絡先までお問い合わせください。

【 お客さまからのお問い合わせ先 】

水沢信用金庫 みずしん相談室 0197-23-2498

（受付時間 平日9:00～17:00）